

平成29年度実施 指定管理者制度導入施設モニタリング結果

施設名		秋水園ふれあいセンター			
導入年月日	平成18年4月1日	現行の指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日		
指定管理者	秋水園ふれあいセンター市民協議会	市所管課	資源循環部管理課		
指定管理料(29年度予算/28年度決算)	10,468,000 円 / 10,468,000 円			総合評価	
シート項目	業務の履行	・適正かつ確実に履行されている。			A
	維持管理	・清掃は管内はもちろん、広い庭の落ち葉清掃、草刈含めて十分になされている。 ・修繕予算を年度初めに持ち、洋式トイレへの変換等、利用者の意見にも対応している。			A
	サービスの質	・予約面では利用者にルールが徹底され、トラブルはない。 ・窓口対応もベテランが対応しスムーズである。 ・情報の発信はセンターのイベント等の案内を兼ねてHPが適宜リニューアルされている。			A
	地域連携	・毎年広い庭園を利用したイベントを数回実施し、地域の自治会・社協・学校等と共同行事が通例となっている。			A
	個人情報保護	・適正に実施されている。			A
	経営状況	・収入面では、前年比指定管理料を除いても、施設利用料中心に前年比増加し懸念無い。 ・支出面でも最低賃金のアップ等あったが、支出全体では前年比マイナスで終了した。 ・会計処理面では、センター内の決算報告を、毎月市の担当部署に報告し十分な管理体制をしいている。 ・現預金の管理も担当者・役員と複数の内部監査を実施しており問題ない。会計事務規程も存在し遵守されている。 ・計画的な事業進捗面でも、例年きめ細かい予算を組み、期間利益の目標達成に役員・スタッフ共に尽力している。			A
講評等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協議会メンバーにより責任をもって維持されている。 ・広い庭園の清掃・草刈り・落ち葉拾い等を地域の住民の協力を得て、センターの弱点と考えられがちな広い庭園施設を、当センターの強みにかえている。 ・苦情に関しても記録簿に残され、案件によっては役員・市役所の所管部と相談し対応する体制が整っている。 ・年数回、センターの広い庭園を使って季節に応じたイベント(桜祭り・花火大会等)を地域の町会・社協・学校等と連携して、地域の行事として定着している。 ・個人情報の収集範囲・目的・従事者の義務等が教育徹底されている。 ・唯一の課題は、運営委員の後継者づくりである。 				